

#### かも博美後援会 会報誌 わかば

第13号

2012.12

# ゕ も ひろみ **賀茂 博美**

発行:かも博美後援会 裾野市伊豆島田 230-4

TEL: 993-1876

ホームページ

http://www2.ocn.ne.ip/~kamo163/

#### 【ご挨拶】

本年中は大変お世話になりました。一年が過ぎるのは早いもので、今年も残りわずかですね。 私にとってこの一年は、皆様の助けを借りながら頑張れた一年でした。感謝申し上げます。 皆様にとって 2012 年はどんな年でしたか?来年も宜しくお願い申し上げます。

# 12月定例会 主な議案

# 『裾野市民文化センター』『ヘルシーパーク裾野』の今後5年間の指定管理者決定!

市民文化センターは**『株式会社 ケイミックス』**、ヘルシーパークは**『裾野市振興公社』** 



指定管理者って?

これまで**地方公共団体**等に限定していた**公の施設の管理・運営**を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に運営**代行**させることができる委託制度です。





これまではどうしてたの?

平成 19 年 4 月より両施設は**裾野市からの単独の指定**で

(財) 裾野市振興公社に指定管理をお願いしてきました。

(財) 裾野市振興公社は**裾野市**が1億円を出資し**設立した**財団法人です。 今回はさらなる市民サービスの向上に向け、指定管理者を広く募集し、

公募⇒プレゼンテーション⇒審査(選定委員会)

により決定されました



#### 市民文化センターの指定管理について賛否両論の意見がありました!

- ・市民のサービス向上につながる指定管理者の選定がされたか?
- ・民間企業の参入により裾野市振興公社の職員の雇用はどうなるのか?

【質問】裾野市による単独の指定から公募となり、民間業者となれば(財)裾野市振興公社の職員の雇用問題はどうするのか?

【答弁】公募の際の選定基準には 職員の雇用を盛り込んだ。民間の 事業計画書の中には双方の同意が 図れれば採用したいとのこと。





裾野市民文化センター



反対3:賛成17で可決されました。

# 固定資産税/都市計画税の課税誤り

裾野市が住宅用地特例の適用漏れ 6500万円分 (2012/12/7) 静岡新聞

裾野市は7日、固定資産税と都市計画税の課税誤りで、約6500万円分の住宅用地特例の適用漏れがあったと発表した。利子に当たる加算金を含めた約9100万円を対象者211人(個人、法人含む)に還付する。また、特例の誤適用で過小に課税された約1500万円分は、対象の109人(同)に追加税を求める。

市によると、住宅用地の課税標準額を減額する地方税法上の特例が正しく適用されなかった。<u>主な原因</u>は、 新増築や取り壊し時の確認や変更漏れ、担当者の引き継ぎミス、電算入力ミスなど。

適用漏れで過徴収した金額は、市規定の償還支払い対象となる最長過去20年間の調査判明分で、還付金の最高額は354万円。課税金額は地方税法上さかのぼれる最長過去5年間分で、最高額144万円。中には、特例ができた1973年から続いた誤りもあった。

固定資産税額が算定基準となる国民健康保険税についても、124人(加算金含め約543万円分)が還付、33人(約47万円分)が課税の対象となる。



市民との信頼関係にある課税について、誤りはあってはならないことです。 今回の課税誤りは人的ミスということでした。今後の再発防止のための方策として、①点検の強化、②デジタルデータの活用、③担当間の連携強化、④家屋評価時の現場確認の強化、⑤申告制度の活用と制度の周知、⑥課税明細書への明記、に取り組んでいくとのことでした。このような誤りが二度と起きないよう、再発防止を強化すると同時に、議会としても監視していきたいと思います。

# 12月定例会 かも 博美 の一般質問



## 裾野市観光基本計画について

平成 23 年度に裾野市観光基本計画を策定し、観光元年と位置づけました。この計画では観光の振興により地域経済の活性化を図ることを目的としています。そこで、計画の進捗状況、推進体制を伺いました。

- 新たなビューポイントの追加は是非紹介して もらい発掘していきたい。
- 図 観光物産拠点の形成は観光基本計画に位置づけられている。今後の計画を伺う。
- A 本市の財政悪化など、新事業に取りかかれない状況で、現時点では農産物の特産化や観光物産の開発を促進し、イベントによる仮設店での販売を拡大し、実効性を高めていきたいと考えている。

観光基本計画は策定されて1年9か月 が経過しています。定期的な検証と 効果の見直しが必要と考えます。



## 広域による観光地づくり

観光庁では滞在型観光の可能な地域を『観光 圏』として認定し、民間事業者に対する補助 制度や法律の特例などによる地域支援を推進 しています。

富士山を取り巻く近隣市町で『観光圏』
の認定を目指してはどうか?

图 『観光圏』に対する補助制度等は民間に対 する支援であり、表富士キャラバンを構成し ている2市1町(御殿場市、小山町、裾野 市)の民間からは『観光圏』への認定の要望 は無い。

裾野市の観光振興に対する姿勢はあまり 積極的ではない印象を受けました。

来年度には富士山が世界文化遺産登録されることが期待されています。

これからの観光に広域での取り組み は不可欠だと考えますので、これから も声を上げていきたいと思います。